

補助土地改良事業の制度

事業名	事業主体	採 択 基 準			
		事業内容	受益面積	末端支配面積	
か ん が い 排 水 事 業	県営かんがい排水	県	ダム、頭首工、幹線用排水路等の基幹的な農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行う。 ha以上 200 ※(100)	ha以上 100 (20)	
	県営農業用水再編対策	県	農業用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行う。	200 5	
	県営農業用水再編対策 (地域用水機能増進型)	県	農業用排水施設の整備を行うに当たり地域用水機能の増進を図るもの	200 5	
	新農業水利システム 保全整備事業	県	農業水利施設における管理の省力化を推進するため、農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に実施する。	200 100 (10)	
	地域水田農業支援排水対策	県	田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進するために、特に排水条件の整備を目的として行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は変更を行う。	20 5	
	基幹水利施設ストックマネジメント	県 市 町 村 土地改良区	国、県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、機能保全計画を策定し、その計画に基づき対策工事を講じる。	100	
	地域用水機能増進	県※ 市 町 村 土地改良区	地域用水機能を維持・増進するための諸活動や組織化への取組みを支援する。		
新農業水利システム 保全対策事業	県 市 町 村 土地改良区	地域水田農業ビジョンの実現に向けて農業水利システムの再構築することに合意した地域において、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する計画策定と整備を行う。	20 (10) 水利システム区域 100 (60) ()は、中山間地域		